

横浜市市民協働推進センター

スペース ご利用の手引き

横浜市
市民協働
推進センター



HPはこちらから

2026年9月発行

横浜市市民協働推進センターの スペースについて

横浜市市民協働推進センターには、2つのスペースがあります

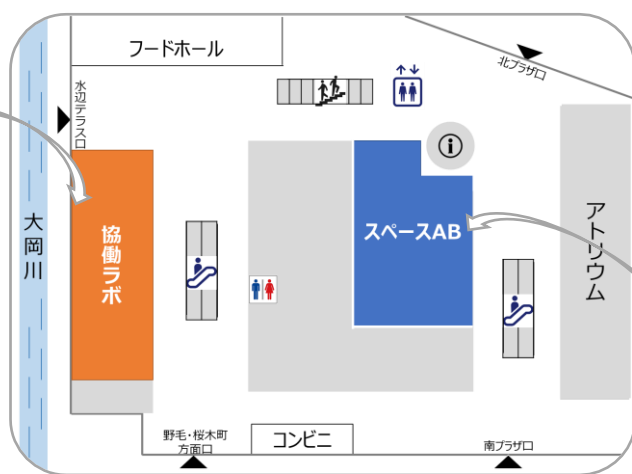
協働ラボ



スペースAB



協働ラボ



横浜市役所1階フロアマップ

スペースAB



スペースの利用形態について(1/2)

横浜市市民協働推進センターのスペースの利用は3種類の形態があります

1. スペースAB 占用利用
2. 協働ラボ イベント・セミナー利用
3. 打合せ利用

1. スペースAB 占用利用	
利用内容	スペースABを全面で利用する
条件	以下条件のいずれかを満たすこと ①横浜市所管課の主催の利用である ②主催団体が横浜市市民協働推進センターの登録団体／プロジェクト、かつ、横浜市所管課の共催・後援の利用である
利用人数	100名まで
利用申込	横浜市所管課が予約システムから申し込む
★ スペースAB占用利用に関する手続きの詳細については 共催・後援を受ける横浜市所管課にご確認下さい 本資料では説明いたしません	

スペースの利用形態について(2/2)

2. イベント利用【協働ラボ】

利用内容	協働ラボを全面で利用する
条件	以下条件を全て満たすこと ①横浜市市民協働推進センターの登録団体、または、登録プロジェクトである ②団体／プロジェクトの目的を達成するための利用である
利用人数	20名まで（20名以上の場合は要相談）
利用申込	推進センターの予約システムから申し込む

3. 打合せ利用

利用内容	協働ラボ、または、スペースABの一部を利用する
条件	以下条件を全て満たすこと ①横浜市市民協働推進センターの登録団体、または、登録プロジェクトである ②団体／プロジェクトの目的を達成するための利用である
利用人数	2～24名
利用申込	推進センターの予約システムから申し込む

団体登録・プロジェクト登録（1/2）

協働ラボ、スペースABを利用するためには、利用基準を満たす団体登録・プロジェクト登録を行う必要があります。

【団体登録要件】

非営利性

営利を目的としていない活動であること。

自主性

自らの意思で主体的に行う活動であること。

公益性

不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動であること。

属市域性

主に横浜の地域の活動であること。

注記事項：

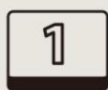
1. 宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのあるものの活動は除きます。なお、団体登録されていても、上記の登録要件に合致しない活動についてはスペースを利用することはできません。
2. 全国的な組織や市外に活動拠点を設けている場合も、構成員の多数が横浜市民または、在勤者、在学者である場合は、利用可能とします。また、横浜市民・市内在勤者・市内在学者が少ない場合でも、横浜を中心に活動を展開している、またはしようとしている場合は利用可能とします。

登録手順



HP から登録
フォームに入力

※窓口での記入も可能です



ヒアリング
申し込み

センターにお電話
ください



ヒアリング

オンライン実施可能



審査
登録証の発行

完了後、登録証を
メールします

団体登録・プロジェクト登録（2/2）

1. HPから登録フォームに入力

【団体登録】

横浜市市民協働推進センターのホームページから、「団体登録専用フォーム」にご入力ください。

なお、【横浜市以外を所轄庁とするNPO法人、その他の法人、任意団体の方】は、団体登録専用フォーム入力とともに以下の提出が必要となりますので、資料を添付してください

- ① 定款または会則、規約
- ② 活動計画書またはそれらに類するもの
- ③ 活動報告書またはそれらに類するもの

※ 団体の会則・規約がない場合は、ホームページ上にひな型を用意していますので、参考にしてください

【プロジェクト登録】

横浜市市民協働推進センターのホームページから、「プロジェクト登録専用フォーム」にご入力のうえ、プロジェクトの活動概要がわかる資料を添付してください

2. ヒアリング申込み・ヒアリング

申請書送付後に、ヒアリング予約を実施してください。

ヒアリングはセンター職員が、利用基準、活動内容等についてヒアリングを行います

ご予約の電話番号 045-671-4732
(平日9:00～18:00、土日祝日9:00～17:00)

3. 審査・登録証の発行

申請書類及びヒアリング内容を基に、団体登録要件である「非営利性」「自主性」「公益性」「属市域性」をすべて満たしていることを確認し、2～3週間で登録証を送付します。

協働ラボ イベント利用について

[予約条件]

予約名	無料イベント/有料イベント
予約に必要な条件	団体登録・プロジェクト登録されている団体
使用人数	20名まで（20名以上の場合はご相談ください）
予約受付開始日	利用希望日6か月前の同日より
予約終了日	無料イベント利用：希望日の2週間前17:00まで 有料イベント利用：希望日の1か月前17:00まで ※ 18:00以降の利用が含まれる場合は、前月10日17:00まで
予約方法	推進センター予約システムからのお申込み
予約可能時間	同一日の利用可能時間の最大まで
予約可能団体数	同日同時間帯1団体まで
利用可能時間	【平日】9:00～20:00 18時以降の予約がない平日は18:00まで 【土日祝】9:00～17:00 ※ 年末・年始、休館日を除く
空き状況の確認方法	推進センター予約システムで確認
注意事項	- 大きな音を出す、匂いがする、危険を伴う、飲酒を伴うご利用・催しはできません。 - 参加費の徴収など、金銭のやり取りがある有料イベントの場合は、別途手続きが必要です。 - 金銭の紛失・盗難等、各種トラブルが発生した場合、センターは一切の責任を負いませんので十分ご注意ください。

[利用可能設備]

設備	- 少人数用のテーブル・イス - プロジェクター - HDMIケーブル - ホワイトボード - マーカーセット - Wi-Fi - 電源延長ケーブル
----	--

打合せ利用について

[予約条件]

予約名	打合せ(1)/打合せ(2)	打合せ(3)/打合せ(4)
予約に必要な条件	団体登録・プロジェクト登録されている団体	
使用人数	2～10名	2～24名
予約受付開始日	利用希望日6か月前の 同日より	利用希望日1か月前の 同日18時より
予約終了日	利用希望日の前日17:00まで ※ 18:00以降の利用が含まれる場合は、前月10日17:00まで	
予約方法	推進センター予約システムからのお申込み	
予約可能時間	1日最長3時間（利用可能時間内）	
予約可能団体数	同日同時間帯 2団体まで	同日同時間帯 2団体まで
利用可能時間	【平日】9:00～20:00 18時以降の予約がない平日は18:00まで 【土日祝】9:00～17:00 ※ 年末・年始、休館日を除く	
予約状況の確認方法	推進センター予約システムで確認	
注意事項	・ 予約状況に応じて当日受付時に打合せ場所をご案内いたします ・ 1名でのご利用や貸切は出来ません。 ・ スペースでの作業はお断りいたします。	

※ 当日空きがあればご予約がなくてもご利用可能ですが、確実なご利用のためにご予約をお勧めしています

[利用可能設備]

設備	・ テーブル（移動可能） ※ ご案内する打合せ場所によりでテーブル仕様が異なります ・ ホワイトボード ・ マーカーセット ・ W i - F i ・ 電源延長ケーブル
----	--

横浜市市民協働推進センターから スペース利用についてお願いとお知らせ

- 館内の設備・サービスは、市民活動のためのものです。使用目的が明らかに外れていると判断した場合は、注意または退館していただく場合があります。
- センターは、全館禁酒・禁煙です。
- 車いすユーザーの方がご利用になれるトイレは、市庁舎 1 階にあります。
- 飲食については市庁舎の基準に従ってください。また、ゴミはお持ち帰りください。
- 他の利用者の迷惑になる行為（音楽等の大きな音を伴う活動や、においを発生させる行為など）は、ご遠慮ください。
- ご利用後はテーブル、イス等をご利用前の状態に戻してください。（原状復帰）
- ご利用後はテーブルのアルコール消毒と床のモップ掛けをお願いします。
アルコールやウェットティッシュ、また、掃除用具を用意しています。
必要に応じてお気軽にスタッフまでお申し出ください。
- 利用時間は必ず守ってください。閉館時間までのご予約の場合は、閉館5分前の退出にご協力ください

横浜市市民協働推進センター利用における禁止事項

当センター利用にあたっては、以下の項目を確認の上、遵守いただきますようお願いいたします

1 禁止事項

(1) 横浜市市民協働推進センター事業要綱第9条に掲げる行為

ア 条例第5条に掲げる以下の行為

- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (エ) 営利を主たる目的とする活動

イ 庁舎管理規則第11条及び第12条に掲げる行為（横浜市市民協働推進センター運営要綱第3条第2項に定めた行為は除く）

- ウ 市庁舎の公共性・公益性・中立性に反する行為
- エ 協働センター事業の目的と直接的に関係のない行為
- オ その他局長が別に定める行為

(2) 横浜市市民協働推進センター運営要綱第7条に掲げる行為

ア 市庁舎の公共性・公益性・中立性に反する行為

- (ア) 当該利用が市庁舎の使用として社会通念上不適当な場合
- (イ) 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して不当に支援することとなる場合
- (ウ) 暴力団の活用を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる場合
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める場合のほか、使用させることにより市庁舎の公共性、公益性、中立性に反するおそれがある場合

イ 協働センター事業の目的と直接的に関係のない行為

- (ア) 学習スペース、読書スペース、個人作業などを行うスペースとしての利用
- (イ) 休憩場所としての利用
- (ウ) 待ち合わせ場所としての利用
- (エ) 寄付金の募集や署名活動を目的とした利用
- (オ) 占用利用申請を伴わない3時間を超える長時間にわたる利用
- (カ) 占用利用申請を伴わない私塾や文化教室の開催場所としての利用
- (キ) (ア) から (カ) までに定める場合のほか、協働センター事業の目的と直接的に関係がない利用と認められる場合

※ 庁舎管理規則第12条の制限行為を実施する場合は、事前に庁舎管理者の許可を受けていること

行財政局は、1 禁止行為に該当する者またはそのおそれが明らかである者に対し、行為の禁止や協働センターの利用停止及び退去を命ずることができる。